

自主防災組織を つくりましょう！



自主防災組織とは、平常時には災害に備えた取組を実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための応急活動を行うなど、地域の方々が連携し防災活動を行う「共助」の中核を担う組織です。

防災に対する基本的な考え方としては、

「自助」・・・自分の命は自分で守ること

「共助」・・・自分たちの地域は自分たちで守ること

「公助」・・・行政機関などの公的機関による支援のこと

の3つがあり、災害時にこれらが上手に連携することで効果的な防災対策がとれると言われています。

※阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民などの「自助」「共助」によって救出されており、消防、警察及び自衛隊などの「公助」によって救出された人は約2割であるという調査結果があります。

10世帯以上から自主防災組織として登録できるようになりました

小平市では防災コミュニティの構築を推進していくため、これまで50世帯以上としていた自主防災組織結成届の提出要件を、令和3年度より10世帯以上に変更します。

これにより小規模な自主防災組織の活動への支援につなげていきたいと考えています。

なお、50世帯未満の組織への支援については、以下のとおりとなります。

1. 地域防災フォーラムへの参加(講演会やワークショップ等、年1回実施しています)
2. 出前講座の実施(10～30人程度でご利用できます)
3. 防災訓練の支援(訓練内容のご相談や職員の訓練参加による支援を行います)
4. 各種防災セミナーのご案内(自主防災組織のみを対象としたセミナーもあります)など

小平市自主防災組織補助金などの助成について (50世帯以上の組織)

小平市では災害時に助け合いのできる地域づくりをしていただくため、一定規模以上の自主防災組織に対し、防災資器材の整備や訓練に要する費用の一部補助や防災倉庫の貸与をおこなっています。

○補助金の交付対象となる自主防災組織

1. 市内一定地域における住民により自主的に結成されたものであること。
2. 1組織が50世帯以上で構成されていること。
3. 小平市自主防災組織結成届により市長に届出をしていること。
4. 年1回以上防災訓練を実施していること。
5. 市及び消防署が実施する防災訓練及び防災に関する諸行事に参加していること。

○補助金の額

| 結 成 年 度 | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 予防活動費及び 防災資器材整備費 | ① 300世帯以上 70,000円以内 |
| | ② 100世帯以上300世帯未満 30,000円以内 |
| | ③ (50世帯以上)100世帯未満 世帯数×300円以内 |
| 組織運営費 | 30,000円以内 |
| 翌 年 度 以 降 | |
| 予防活動費、 防災資器材整備費 及び組織運営費 | 30,000円+ (世帯数×80円) 以内 |

補助金対象の一例

- 予 防 活 動 費・・・ 防災士の資格取得、防災講演会聴講及び防災普及啓発活動に要する費用、訓練に要する費用（炊出し訓練食材、ガムテープ等）
- 防災資器材整備費・・・ 救急セット、マスク、手指消毒剤、担架、発電機、蓄電池、充電式電池、トランシーバー、携帯ラジオ、アンプルボード、テント、リヤカー、ヘルメット、使い捨てトイレ、ガスコンロ、毛布、備蓄用食料等の購入費
- 組 織 運 営 費・・・ 会議会場使用料、資料印刷代、プリンター消耗品、切手代、封筒代等

自主防災組織の活動

平常時における活動

- 防災知識の普及・啓発
講習会や研修への参加、地域の防災計画の作成、防災に関するチラシやパンフレットの作成等
- 防災訓練の実施
消防署の指導のもと初期消火や救出救護活動の実施、安否確認訓練、避難所開設訓練等
- 地域の安全点検の実施や防災資器材の備蓄等
避難経路などの把握、備蓄物資や災害対応資器材などの整備

非常時における活動

- 安否や被害などの情報収集及び伝達等
- 初期消火活動、負傷者の応急救護・搬送、避難誘導、救出・救助、給食・給水等
- 避難所運営等

【お問合せ・ご相談先】

小平市 総務部 防災危機管理課 防災担当
 〒187-8701 小平市小川町2-1333 TEL 042-346-9519
 e-mail bosaikikikanri@city.kodaira.lg.jp